

令和6年
8月受診分
から

小学生から高校生世代までの方の 県内医療機関での窓口負担が少なくなります！

以下の医療費助成制度の受給資格がある
小学生から高校生世代(※)までの方たちが

県内の医療機関等を受診し、医療保険が適用される場合に限りです。



< 子ども(乳幼児)医療費助成 ・ 心身障害者医療費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成 >

(※) 高校生世代…15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

令和6年8月受診分から新たに対象となる方は

- 右上に「**現物**」と書かれた「**受給資格証**」が市町村から交付されます。
※助成の種類や市町村によって、交付までの手続きは異なります。
- 「**福祉医療一部負担金**」までの支払で受診できる制度に変わります。
- 「**福祉医療一部負担金**」は、「**受給資格証**」に記載されています。
- 受診のつど、窓口で「**保険証**」と「**受給資格証**」を提示してください。

【注意点】

- これまでの受給資格証は使えなくなりますのでご注意ください。
- 「**現物**」と書かれた「**受給資格証**」を医療機関等の窓口で提示できない場合は、
いったん医療保険の自己負担額をお支払いください。
医療機関等で領収書を受け取り、市町村窓口で支給の申請を行っていただくことで
医療費が助成されます。
- 学校等での負傷や疾病等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付の給付対象となる場合、受給資格証は提示せず、医療保険の
自己負担額をお支払いください。
- 小学生から高校生世代までの方以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。
- お住まいの市町村を転出する場合は、発行元の市町村福祉医療担当課へ受給資格証を返納してください。
- 同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「**重複受診**」や、頻回に受診する行為、
急病でやむを得ない場合外での夜間・休日受診は控えましょう。けがや急病で、
病院へ行った方がよいか判断に迷ったときは、こども救急電話相談（#8000）まで。

お問い合わせは、お住まいの市町村・福祉医療窓口まで